

令和4年神審第45号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年7月10日15時47分

播磨灘北部

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 15トン

登録長 11.98メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 600キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に甲板室を配し、同室上方に操舵区画を設け、同区画前部中央に舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦装置、GPSプロッター、レーダー等を装備したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、親族5人を乗せ、船首0.8メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和4年7月10日10時00分兵庫県姫路市的形町の係留地を発し、同県男鹿島に向かった。

a受審人は、10時40分男鹿島に到着してバーベキューなどを行ったのち、帰途に就くこととし、15時10分同島を発進した。

ところで、a受審人は、前日9日は仕事が休みで、終日休息に当てていたこと、及び22時頃に就寝して翌10日は06時30分頃起床したことから、疲労が蓄積した状態でも、睡眠が不足した状態でもなかった。

a受審人は、同乗者を甲板室に配して発進し、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の操縦席に腰掛けて単独の操船に当たり、15時16分半少し過ぎ姫路八木港西防波堤灯台から229度（真方位、以下同じ。）9.09海里の地点で、針路を係留地沖合に向く054度に定めて自動操舵とし、19.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

15時37分少し過ぎa受審人は、姫路八木港西防波堤灯台から217度2.68海里の地点に達したとき、周囲に船舶が少なくなった安堵感から気が緩み、眠気を催したが、強い眠気ではなかったことから、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、係留地沖合の離岸堤に向首続航し、15時47分姫路八木港西

防波堤灯台から107.5度1,690メートルの地点において、Aは、原針路、原速力で、同離岸堤の消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の西南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

乗揚の結果、船底外板に破口を生じ、自力離礁したものの、浸水して乗揚地点付近に着底し、航行不能となり、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、播磨灘北部において、係留地に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、係留地沖合の離岸堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、播磨灘北部において、係留地に向け、単独の操船に当たり自動操舵によって帰航中、気が緩み、眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、強い眠気ではなかったことから、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、係留地沖合の離岸堤に向首進行して、同離岸堤の消波ブロックに乗り揚げた事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年11月21日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭